



島根県報

平成26年7月25日（金）

第2,617号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

地方税法第144条の9第1項の規定による特約業者の指定	（税 務 課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	2
土砂災害警戒区域の指定	（ " ）	3

【公 告】

特定計量器の定期検査の実施	（商 工 政 策 課）	3
島根県屋外広告物講習会の開催	（都 市 計 画 課）	4

【特定調達公告】

島根県庁舎LED照明器具の調達に係る随意契約の相手方等	（管 財 課）	5
-----------------------------	---------	---

【人委告示】

平成26年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び島根県職員（資格免許職）採用試験の実施		5
平成26年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の実施		8
平成26年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の実施		11

告 示**島根県告示第426号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項の規定により、特約業者を次のとおり指定したので告示する。

平成26年 7 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
有限会社小川商店	島根県大田市温泉津町温泉津口65番地	平成26年 7 月 1 日

島根県告示第427号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年 7 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

下熊谷（追加）

2 土地の表示

昭和54年島根県告示第292号（以下「告示」という。）で指定した標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱15号を結んだ線、標柱15号から標柱48号までを順次に結んだ線及び標柱48号と告示で指定した標柱6号を結んだ線により囲まれた区域並びに告示で指定した標柱9号から標柱11号までを順次に結んだ線、告示で指定した標柱9号と次に掲げる地番の土地に存する標柱49号を結んだ線、標柱49号から標柱52号までを順次に結んだ線及び標柱52号と告示で指定した標柱11号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市木次町下熊谷1962番 1	15号及び16号
〃 1963番 2	17号
〃 1970番	18号
〃 975番 1	19号及び20号
〃 1970番 3	21号及び22号
〃 979番14	23号
〃 979番 1	24号
〃 993番 1	25号
〃 994番 1	26号及び27号
〃 998番 1	28号から30号
〃 998番 2	31号
〃 1000番	32号から34号
〃 1000番地先	35号
〃 1006番 2	36号から41号
〃 1010番 2	42号
〃 1010番	43号及び44号
〃 1962番 3	45号

〃	1962番10	46号及び47号
〃	1961番	48号
〃	728番 3	49号
〃	717番 1	50号及び51号
〃	714番 1	52号

島根県告示第428号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年 7 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

大田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

(1) 急傾斜地の崩壊

高松地2、波根町A、久手町波根西A、三瓶町志学A、三瓶町志学B、三瓶町志学C、三瓶町多根A、沖浦A、白谷13、福波小学校2

(2) 土石流

上北上谷、宅野A

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県県央県土整備事務所大田事業所及び大田市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により公告する。

平成26年 7 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号の非自動はかり（同令第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 実施する定期検査

(1) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号又は第3号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
11月25日から12月26日まで	特定計量器の所在の場所	大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(2) 特定計量器検定検査規則第39条第1項第2号、第4号又は第5号の規定に該当する特定計量器の検査

検 査 期 日	検 査 場 所	検 査 区 域
9月1日から11月21日まで	特定計量器の所在の場所	大田市、川本町、美郷町

備考 この検査を受けようとする者は、特定計量器検定検査規則第39条第2項の規定による所在場所定期検査申請書を提出すること。

(3) (1)又は(2)に該当しない特定計量器の検査

市 町 村	検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所
大田市	9月2日	10時から16時まで	大田市役所
	9月3日	10時から15時30分まで	
	9月4日	10時から15時まで	
	9月5日	9時30分から14時30分まで	
	9月8日	10時30分から15時30分まで	
	9月9日	10時から16時まで	
	9月10日	9時30分から16時まで	
	9月11日	10時から15時30分まで	
美郷町	9月24日	11時から15時30分まで	美郷町役場
	9月25日	10時から15時30分まで	
	9月26日	10時から10時30分まで	
川本町	9月29日	13時30分から16時まで	川本町役場
	9月30日	10時から12時まで	

備考 受付時間は、上記検査時間のうち12時から13時までの間を除く時間とする。

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）第19条の規定により島根県屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）第12条第1項の規定により公告する。

平成26年 7 月 25 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 講習会の目的

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする。

2 期日及び場所

期日 平成26年10月7日（火）及び同月8日（水）

場所 松江市学園南一丁目2番1号

くにびきメッセ 小ホール

3 受講申込受付期間

平成26年7月25日（金）から同年9月24日（水）まで

4 受講申込先

島根県土木部都市計画課、隠岐支庁県土整備局又は各県土整備事務所若しくは各事業所

5 受講申込用紙の請求先

島根県土木部都市計画課

6 受講手数料

3,970円（島根県収入証紙をもって納付のこと。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年 7 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県庁舎LED照明器具の調達 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部管財課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年 6 月25日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

山陰総合リース株式会社 代表取締役 曾田修次

島根県松江市白潟本町63番地

5 随意契約に係る契約金額

46,163,520円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

人 事 委 員 会 告 示**島根県人事委員会告示第4号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成26年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び島根県職員（資格免許職）採用試験を次のとおり実施する。

平成26年 7 月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成26年 7 月28日（月）から同年 8 月29日（金）まで

受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。郵送による場合は、8 月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8 月27日（水）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の種類	試験区分	採用予定人員	職務内容
高	一般事務	3名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事
	総合土木	4名	島根県の諸機関に勤務し、道路・河川・港湾・都市計画、土地改良、農地防災

校 卒 業 程 度			等に関する調査計画・設計・積算・施工管理等の業務に従事
	学校事務A (出雲地区)	13名	島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	学校事務A (石見地区)	3名	島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	学校事務A (隠岐地区)	1名	島根県教育庁隠岐教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	学校事務B (出雲地区)	9名	島根県教育庁松江教育事務所及び出雲教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	学校事務B (石見地区)	2名	島根県教育庁浜田教育事務所及び益田教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
	学校事務B (隠岐地区)	1名	島根県教育庁隠岐教育事務所管内の市町村立小・中学校に勤務し、学校事務に従事
免 資 許 格 職	警察事務	3名	島根県警察の諸機関に勤務し、警察事務に従事
	司 書	3名	県立図書館又は県立学校等に勤務し、図書館運営の専門的業務に従事
	診療放射線技師	2名	県立病院又は保健所等に勤務し、専門的業務に従事
	保 健 師	5名	保健所等に勤務し、専門的業務に従事

(注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。

2 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。

3 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、資格等

試験の種類	試験区分	年 齢 ・ 資 格 等
高校卒業程度	一般事務、総合土木、学校事務B及び警察事務	平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
	学校事務A	昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者
資格免許職	司 書	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有する者又は平成27年3月末までに当該資格を取得する見込みの者
	診療放射線技師	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者又は平成27年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者
	保 健 師	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者又は平成27年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「一般事務」、「総合土木」及び「警察事務」のみ。）

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区 分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第1次試験	平成26年9月28日(日) 受付時間 8:30~9:00	松 江 市 くにびきメッセ (松江市学園南)	10月10日(金)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
	試験時間 9:30~	浜 田 市 島根県立大学 (浜田市野原町)	
第2次試験	平成26年10月26日(日) ~29日(水)のうち指定する日	松 江 市 島根県職員会館 (松江市内中原町)	11月21日(金)(予定)に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。

5 試験種目、配点及び内容

区分	試験の種類	試験区分	試験種目及び配点	内 容	
第1次試験	高校卒業程度	一般事務、 学校事務 A、学校事務 B及び警察 事務	教養試験 (300点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験 (高校卒業程度)	
			総合土木	教養試験 (150点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験 (高校卒業程度)
			専門試験 (150点)	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験	
	資格免許職	全試験区分	教養試験 (120点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験 (短大卒業程度)	
			専門試験 (180点)	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験	
	第2次試験	高校卒業程度 及び資格免許 職	全試験区分	面接試験 (500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書を提出)
作文試験 (200点)				文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験	
適性検査				職務遂行に必要な適性の検査	

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
総合土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学及び土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工、農業土木設計、農業土木施工
司 書	生涯学習概論、図書館概論(図書館制度を含む。)、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館情報資源論、情報資源組織論、児童サービス論
診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学(放射線衛生学を含む。)、診療画像機器学(医用工学を含む。)、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学(画像工

	学を含む。) 、核医学検査技術学(放射化学を含む。) 、放射線治療技術学、放射線安全管理学
保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度請求」又は「資格免許職請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度申込」又は「資格免許職申込」と朱書きし、簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、それぞれの試験区分毎に採用候補者名簿に登載され、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 資格又は免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成26年4月1日現在、原則として下の表のとおりである。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される(学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)

試験区分	学 歴	年 齢	初任給月額
高校卒業程度	高校卒	18歳	139,847円
司書	短大2卒	20歳	152,524円
診療放射線技師	短大3卒	21歳	166,699円
保健師	大学卒	22歳	197,943円

島根県人事委員会告示第5号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条第1項の規定により、平成26年度島根県警察官(大学卒)採用試験(第2回)を次のとおり実施する。

平成26年7月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成26年7月28日(月)から同年8月29日(金)まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。郵送による場合は、8月29日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8月27日(水)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	6名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯

女性	1名	罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
----	----	--

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、資格等

採用区分	年 齢 ・ 学 歴 ・ 資 格 等
男性	次のア又はイのいずれかに該当する者
女性	ア 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者又は平成27年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 平成5年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は平成27年3月31日までに卒業する見込みの者

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第1次試験	平成26年9月21日（日） 受付時間 8：30～9：00	松江 市 島根県職員会館 （松江市内中原町） 又は島根県民会館 （松江市殿町）	10月10日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	試験時間 9：30～17：00（予定）		
第2次試験	平成26年11月3日（月）～6日（木）	松江 市 島根県職員会館 （松江市内中原町）	11月21日（金）（予定）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

5 試験の種目及び内容

区分	試験種目	内 容			
第	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（大学卒業程度）			
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>・身 長</td> <td>おおむね160センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td>・体 重</td> <td>おおむね47キログラム以上</td> </tr> </table>	・身 長	おおむね160センチメートル以上	・体 重
・身 長	おおむね160センチメートル以上				
・体 重	おおむね47キログラム以上				

1 次 試 験		男 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 性 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
		女 ・身 長 おおむね150センチメートル以上 ・体 重 おおむね43キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 性 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。
特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技（英語、柔道及び剣道）の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。	
第 2 次 試 験	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かを見る目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定（英検）	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）	D級以上	
	柔道 初段以上（講道館認定）	
	剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定）	
確認方法	対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。 次のア又はイのいずれかに該当する場合は加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で

交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、6月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成26年4月1日現在、大学卒22歳で月額196,845円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

島根県人事委員会告示第6号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成26年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験を次のとおり実施する。

平成26年7月25日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成26年7月28日（月）から同年8月29日（金）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）。郵送による場合は、8月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、8月27日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	18名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	3名	
武道	1名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。 また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

次の(1)及び(2)を満たす者

(1) 年齢、資格等

採用区分	年 齢 ・ 学 歴 ・ 資 格 等
男性 女性	昭和56年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した者及び平成27年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。
武道	次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 昭和63年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた男性。ただし、大学を卒業した者及び平成27年3月31日までに卒業する見込みの者を除く。 イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者（柔道は、平成27年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上）

(2) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成26年9月21日（日） 受付時間 8：30～9：00	松 江 市 島根県職員会館 （松江市内中原町） 又は島根県民会館 （松江市殿町）	10月10日（金）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
	試験時間 9：30～17：00（予定）		
第 2 次 試 験	平成26年11月3日（月） ～6日（木）	松 江 市 島根県職員会館 （松江市内中原町）	11月21日（金）（予定）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	採用区分「武道」の専門実技試験は平成26年11月2日（日）に松江市で実施する。		

(注) 採用区分「男性」と「武道」は併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が「男性」「武道」両方で合格対象者となった場合は、「武道」から先に判断し、「武道」合格者は、「男性」では合格対象としないこととする。

5 試験の種目及び内容

(1) 男性・女性

区分	試験種目	内 容
	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（高校卒業程度）
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさな

第 1 次 試 験		い者は、不合格とする。
	男 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	女 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね150センチメートル以上 ・体 重 おおむね43キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行上必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立伏せ、立幅跳び、上体起こし、時間往復走を行う。
特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技（英語、柔道及び剣道）の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。	
第 2 次 試 験	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かを見る目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定（英検）	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
ウ TOEFL PBT		447点以上
	CBT	130点以上
エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）		D級以上
	柔道 初段以上（講道館認定）	
	剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定）	
確認方法	対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。 次のア又はイのいずれかに該当する場合は加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

(2) 武道

区分	試験種目	内 容			
第 1 次 試 験	教養試験 (100点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験（高校卒業程度）			
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は、不合格とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">男</td> <td>・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">性</td> <td>・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</td> </tr> </table>	男	・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。	性
男	・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。				
性	・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。				
第 2 次 試 験	専門実技試験 (300点)	警察官（武道）として職務遂行上必要な体力及び技能を有するかどうかの実技試験 ①課題技を与える基本的技能 ②試験補助員との試合形式による実践的技能			
	面接試験 (500点)	警察官としての職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かを見る目的での個別面接 (事前に自己紹介書を提出)			
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験			
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査			
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）			

(注) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準を満たない場合は、総合得点にかかわらず不合格とする。

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「高卒程度警察官請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「高卒程度警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、島根県の警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（警察本部長）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 3の受験資格を満たさない場合は、採用候補者名簿に登載されても採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、島根県警察学校に入校し、10月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県

内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、島根県警察官の場合、平成26年4月1日現在、高校卒18歳で月額164,403円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（高校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。